

鯖江市健康づくり推進条例

生涯にわたり健康に暮らせることは誰もが望むことであり、市民一人ひとりが健康であることは市全体の活力および福祉の向上につながるものである。

疾病構造の変化、高齢化の進展など市民の健康を取り巻く環境は変化しており、健康で自立した生活ができる健康寿命の延伸を図るための施策の充実が急務となっている。

その実現に向けて、心身の健康の保持増進、生活習慣の改善、疾病の早期発見など、市民の主体的な健康づくりを支援するとともに、市民、関係団体、事業者および保健医療福祉関係者との連携および協働により地域が一体となって計画的に取り組めるよう推進していく必要がある。

ここに、すべての市民が生涯にわたり心身ともに健やかに暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康づくりのための基本となる事項を定めることにより、市民の健康増進を図り、もって市民の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係団体 市内で保健、医療、福祉その他の健康づくりに携わる団体および町内会その他の地域を基盤に形成された団体をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を営む者をいう。
- (3) 保健医療福祉関係者 市内で保健、医療および福祉に関する職務に従事する者をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人ひとりが自らの問題であることを自覚し、健康づくりに必要な知識を持ち健康づくりを主体的に、かつ、継続的に取り組むこと。
- (2) 市民、関係団体、事業者、保健医療福祉関係者および市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら協働して地域全体で取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民、関係団体、事業者、保健医療福祉関係者等の意見を反映させるよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、生涯にわたって食生活、運動、休養等の適切な生活習慣の確立に努めるものとする。

2 市民は、健康診査、がん検診その他の健康診断を積極的に受診し、自らの心身の状態を把握し、個人の状況に応じて健康づくりに努めるものとする。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、その活動を行うに当たっては健康づくりに配慮するよう努めるとともに、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 関係団体は、その活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、地域における健康づくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その被用者が健康づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市等が行う健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第8条 保健医療福祉関係者は、保健指導、健康診断、治療その他の保健医療福祉サービスを市民が適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

(保健計画)

第9条 市は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により、住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「保健計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、保健計画を定めようとするときは、あらかじめ、鯖江市健康づくり推進協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、保健計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、保健計画の変更について準用する。

(生涯にわたる心身の健康づくりの推進に関する施策)

第10条 市は、市民一人ひとりが乳幼児期から高齢期までの各段階において、生き生きと健やかに生活できるよう、生涯にわたる健康づくりに関する施策を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 保健指導、健康診査、がん検診、疾病対策等に関すること。

(2) 食生活、運動習慣その他の生活習慣の確立または改善に関すること。

- (3) 心の健康づくりに関すること。
- (4) 歯および口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 目の健康づくりに関すること。
- (6) 受動喫煙の防止に関すること。
- (7) 感染症対策に関すること。
- (8) 前号に掲げるもののほか、心身の健康づくりを推進するために必要な施策
(人材、自主団体等の育成)

第11条 市は、健康づくりの推進に関する施策の円滑な推進を図るため、健康づくりに関する知識および技術を有する者ならびに健康づくり活動を行う自主団体等の育成に努めるものとする。

(健康づくりに関する情報提供および教育の推進)

第12条 市は、市民、関係団体および事業者が健康づくりに関する正しい知識を得るとともに、その知識を共有して理解を深め、協働してより効果的な健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりに関する情報提供および教育の推進に努めるものとする。

(連携および協働)

第13条 市は、市民、関係団体、事業者および保健医療福祉関係者と相互に連携および協働し、地域が一体となって計画的に健康づくりに関する施策および事業を実施するよう努めるものとする。

(協議会)

第14条 市民の健康づくりの推進を図るため、鯖江市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行うほか、市長の諮問に応じ、市民の健康づくりに関する重要事項について審議する。
- 3 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 市民の代表者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係団体の代表者
 - (4) 保健医療福祉関係者の代表者
 - (5) 関係行政機関の職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会に、会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。